

回 覧

富水建第167号
令和7年10月1日

各 位

富岡市長 榎本 義法
(建設水道部道路建設課)
(市民生活部環境保全課)
(公 印 省 略)

令和7年度秋季道路清掃の実施について

道路愛護運動の推進につきましては、日頃から皆様方のご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

秋季道路愛護運動の一環として、下記のとおり清掃活動を実施します。皆様のご協力をお願いいたします。

記

- 1 実施日 10月26日(日) 午前8時から 小雨決行
- 2 実施機関 富岡市
- 3 作業内容 【道路建設課】
 - (1) 集合時間や清掃場所は各地区の組長さん等にご確認ください。
 - (2) 雨天等での中止の判断については各地区でお願いします。
 - (3) 作業中のけがや事故には十分お気を付けてください。通行車両に十分注意していただくと共に、**草刈機等を使用する場合は15m以上離れて事故の防止に努めてください。**なお、作業中に事故が発生した場合は、すぐに区長さんへ連絡してください。
 - (4) 路肩や側溝、カーブミラー等の清掃もお願いいたします。
 - (5) **私有地内の木の枝が道路にはみ出し、通行の障害となっている場合は、所有者の責任において伐採してください。**地区で伐採する場合は、所有者の承諾を得てください。
- 4 拾い集めたごみ 及び 刈草の取扱い 【清掃センター】
 - (1) 清掃作業中に拾い集めたごみは、ごみの収集ルールに合わせて集積所に排出してください。(詳しくはごみ出しカレンダーをご確認ください)
 - (2) 多量ごみになる場合と側溝汚泥については、清掃センターまで直接搬入してください。
 - (3) 上記(1)(2)以外の廃棄物等(不法投棄の粗大ごみ・家電・廃タイヤ・バッテリー・バイク等)は、清掃センターで受け入れできませんので、これらが拾い集められた場合は、各地区で1箇所を集めていただき、道路建設課にご連絡ください。
※道路清掃当日の清掃センター(上高尾)への搬入は午前11時30分までです。搬入の際は、清掃センター職員の指示に従って作業をしてください。

問い合わせ

道路清掃の実施について:市役所 道路建設課 道路管理係(電話62-1511 内線1302)
ごみの分別や自己搬入について:清掃センター(電話62-2823)

(9月上旬にも回覧をさせていただきます)

回 覧

田篠区、吉田地区のみ該当

富水建第167号
令和7年10月1日

各 位

富岡市長 榎本 義法
(建設水道部道路建設課)
(市民生活部環境保全課)
(公 印 省 略)

令和7年度秋季道路清掃の実施について

道路愛護運動の推進につきましては、日頃から皆様方のご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

秋季道路愛護運動の一環として、下記のとおり清掃活動を実施します。皆様のご協力をお願いいたします。

記

- 1 実施日 10月19日(日) 午前8時から 小雨決行
- 2 実施機関 富岡市
- 3 作業内容 【道路建設課】
 - (1) 集合時間や清掃場所は各地区の組長さん等にご確認ください。
 - (2) 雨天等での中止の判断については各地区でお願いします。
 - (3) 作業中のけがや事故には十分お気を付けてください。通行車両に十分注意していただくと共に、**草刈機等を使用する場合は15m以上離れて事故の防止に努めてください。**なお、作業中に事故が発生した場合は、すぐに区長さんへ連絡してください。
 - (4) 路肩や側溝、カーブミラー等の清掃もお願いいたします。
 - (5) **私有地内の木の枝が道路にはみ出し、通行の障害となっている場合は、所有者の責任において伐採してください。**地区で伐採する場合は、所有者の承諾を得てください。
- 4 拾い集めたごみ及び刈草の取扱い 【清掃センター】
 - (1) 清掃作業中に拾い集めたごみは、ごみの収集ルールに合わせて集積所に排出してください。(詳しくはごみ出しカレンダーをご確認ください)
 - (2) 上記(1)以外の廃棄物等(不法投棄の粗大ごみ・家電・廃タイヤ・バッテリー・バイク等)は、清掃センターで受け入れできませんので、これらが拾い集められた場合は、各地区で1箇所を集めていただき、道路建設課にご連絡ください。
※道路清掃当日の清掃センター(上高尾)への搬入できません。

問い合わせ

道路清掃の実施について:市役所 道路建設課 道路管理係(電話62-1511 内線1302)
ごみの分別や自己搬入について:清掃センター(電話62-2823)

(9月上旬にも回覧をさせていただいています)